

## 札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と公園緑化協会・川下公園コンソーシアム（以下「乙」という。）において令和5年3月24日付けで締結した川下公園等に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第17条第4項及び第37条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 原協定書第17条第4項の規定に基づき、川下公園温水利用型健康運動施設（リラックスプラザ）の開館時間について、午前9時～午後9時までのところを午前9時～午後7時までに短縮したことから、令和5年度の管理費用のうち「7,451千円」を減額することとし、原協定書第18条第1項中「金690,480,000円」を「金683,029,000円」に改める。

第2条 原協定書第17条第2項の表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1回目	4月	41,429千円	41,429千円	41,429千円	41,429千円	41,429千円
2回目	7月	41,429千円	41,429千円	41,429千円	41,429千円	41,429千円
3回目	10月	41,429千円	41,429千円	41,429千円	41,429千円	41,429千円
4回目	1月	6,358千円	13,809千円	13,809千円	13,809千円	13,809千円
合計	—	130,645千円	138,096千円	138,096千円	138,096千円	138,096千円

第3条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和6年3月25日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北1条東1丁目6番地16

公園緑化協会・川下公園コンソーシアム

代表者 公益財団法人札幌市公園緑化協会

理事長

